

令和6年度 豊田市立古瀬間小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

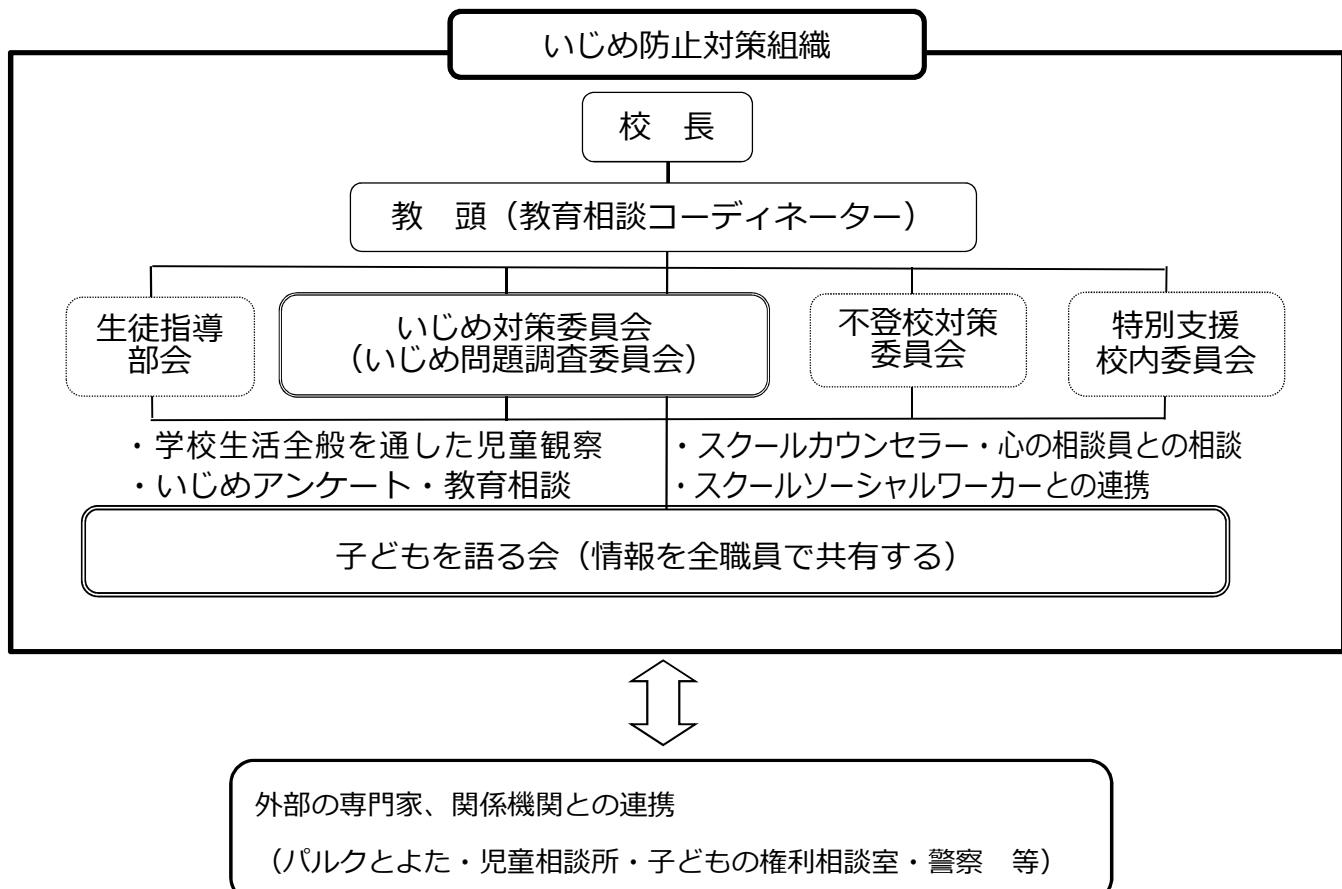
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為もある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。児童には「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」（豊田市児童条例第70号）がある。いじめは、これらの権利を侵害するものである。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

本校では、全校でレッツ班活動（縦割り班活動）に取り組んでいる。上級生が下級生をサポートする活動は、児童の優しい心や思いやりの心を育てるこにつながると考える。また、定期的な教育相談活動や児童・保護者が相談しやすい窓口・雰囲気づくり、児童たちの努力や善行を認める古瀬間賞などを通して、児童の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていく。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないように、組織として対応する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・教員による「点検と見直しのためのチェックシート」や「保護者アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度始めの職員会議で、「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・教育相談アンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。
- エ いじめへの対処
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるという情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、いじめの解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）、関係機関（青少年相談センター等）と連携して対応する。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について教育委員会へ報告する。
 - ・経過観察を十分行ったうえで、いじめ解消の判断をする。
 - ・重大事態が起きた場合は、「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
 - ・パルクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。

(2) いじめ対策委員会の構成員

- 校長 ○教頭 ○教育相談コーディネーター ○教務主任 ○校務主任 ○教育相談主任
 - 生徒指導主任 ○学年主任 ○保健主事 ○養護教諭 ○心の相談員
- ※必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える。
- スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー
- ※重大な事案については ○主任児童委員 ○P T A会長 ○学校運営協議会委員 等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、年に3回（5月・11月・2月）「子どもを語る会」を開催する。
- イ 配慮が必要な児童や気になる児童についての情報共有は、週1回の職員打合せの際に「ミニ子どもを語る会」として適宜実施する。日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の確認を徹底する。（年間7回：4・5・7・9・10・1・3月）
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を直ちに開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア レッツ班活動(縦割り班)を通して上学年と下学年とのつながりを深め、上学年は下学年に優しくする思いやりの心、下学年は上学年に感謝する心を育て、互いを大切にしようとする心情を養う。
- イ 児童一人一人が違いを認め、尊重し合い、共感し合って温かい人間関係を作れるようにするとともに、差別の問題についての知的理解を深め、人権感覚を身に付けた態度や行動がとれるよう、人権教育の充実に努める。
- ウ 児童相互のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- エ 古瀬間賞などで児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりや教育活動に努める。
- オ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、話し合い活動や体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- カ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- キ 保護者にいじめ問題やその取組について理解や協力を得るとともに、教員は、いじめ防止の対策等の研修を行う。
- ク 感染症に関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- ケ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 学校生活のアンケートとそれに基づく教育相談を定期的(5月・11月・2月の年3回)に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 日常的に教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめなどについて相談しやすい窓口となる環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に実施し、一人の判断で見逃したり抱え込んだりすることがないようにする。
- オ 月1回、職員打合せに「ミニ子どもを語る会」を設定し、「いじめ防止教員チェックシート」を用いて学級の様子を確認し、いじめの兆候の把握に努める。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート(保護者用)」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。」
- キ 相談用紙を提出できるポストを設置し(相談室前)、児童からの相談に隨時対応するとともに、個別懇談会では児童の人間関係を話題にし、家庭で子どもの変化に気付くことができるよう連携して対応する。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、速やかに管理職へ報告をし、「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聞き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心掛け、丁寧に記録し、事実を正確に把握できるようにする。
- エ いじめを行った児童には、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

- オ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察署、豊田加茂児童・障がい者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- カ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- キ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

＜いじめ解決の目安＞

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教師から見て、現在いじめないと判断できる。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1)「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル(PLAN →DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教員による「点検と見直しのためのチェックシート」を年3回（7月、12月、3月）実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止及び児童理解に関する校内研修（OJT）を年2回計画し、いじめの予防と対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」はホームページに掲載する。必要に応じて年度途中にも見直しをする。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

〈古瀬間小学校いじめ防止対策取組の年間計画〉

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ A ↓ P	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止研修「学校いじめ防止基本方針」の確認・教職員への周知徹底 ○ミニ子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室や S C の活用方法等について児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口・相談アプリの児童、保護者への周知 ○文科省「生徒指導上の諸問題調査」 ○いじめ対策の提案 ○身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）を配布 ○学校 HP に「学校いじめ防止基本方針」を掲載 ○授業参観
5月		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○教育相談アンケート・集計、対応検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○レッソ班(縦割り)活動開始 ○ネットモラルの指導 ○特別支援教育校内委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談アンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○TEAM 益富「あいさつ・返事・ありがとう」強調週間
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○ミニ子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健学習（心と体の成長） 		<ul style="list-style-type: none"> ○授業参観 ○学校運営協議会
7月		<ul style="list-style-type: none"> ○ミニ子どもを語る会 		<ul style="list-style-type: none"> ○相談ミニアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会にて、いじめ対応の明示、説明
8月		<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 ○児童理解に関する教職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内現職教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内現職教育 	
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○ミニ子どもを語る会 		<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 ○相談ミニアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○TEAM 益富「あいさつ・返事・ありがとう」強調週間
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○ミニ子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 ○就学支援委員会 		<ul style="list-style-type: none"> ○運動会参観 ○学校保健委員会
11月		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会 ○いじめ対応研修 ○教育相談アンケート・集計、対応検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉実践教室（3年） ○命の学習（6年） ○とよた児童人権条例学習（1・3・5年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○民生児童委員連絡会 ○保護者アンケート
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会後の集約・対応検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間 ○赤い羽根募金運動 		<ul style="list-style-type: none"> ○PTA いじめ防止標語募集 ○個別懇談会にて、いじめ対応の明示、説明
1月		<ul style="list-style-type: none"> ○教職員による「学校自己評価」の実施→検証 ○ミニ子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○お年玉募金 ○平和学習（6年） ○夢の教室（5年） 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> ○TEAM 益富「あいさつ・返事・ありがとう」強調週間
2月		<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談アンケート・集計、対応検討 ○子どもを語る会 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健学習（命の大切さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会 ○学校自己評価の結果公表
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○ミニ子どもを語る会 ○「学校いじめ防止基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○G レン感謝の会 ○6年生を送る会 		
通年		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ状況月別報告 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討：いじめ対策委員会（随時） 	<ul style="list-style-type: none"> ○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○古瀬間賞（努力・善行表彰） ○ミニ通学班会（毎月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○スクールカウンセラーによる教育相談 ○心の相談員による相談と支援 ○スクールソーシャルワーカーとの連携 ○相談ポスト（相談室前に設置） 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA あいさつ運動 ○G レンによる通学班見守り ○読み聞かせ（お話の森） ○学年別学習発表会（1月～2月）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら対応していく。